

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（母子及び父子福祉資金との関係）</u> 第22条 第3条の規定にかかわらず、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和39年東京都条例第166号）に基づく貸付金を受けている者及び受けることができると認められる者は、当該貸付金と同種類の資金の貸付けを受けることができない。ただし、区長が特に必要と認めた者については、この限りでない。</p>	<p><u>（母子福祉資金との関係）</u> 第22条 第3条の規定にかかわらず、貸付けを受けようとする資金と同種の母子福祉資金（東京都母子福祉資金貸付条例（昭和39年東京都条例第166号）に基づく資金をいう。）の貸付けを受けている者及び受けることができると認められる者は、資金の貸付けを受けることができない。ただし、区長が特に必要と認めた者については、この限りでない。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。